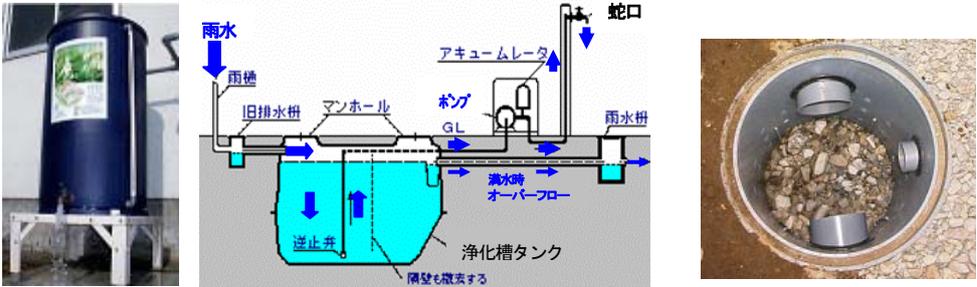
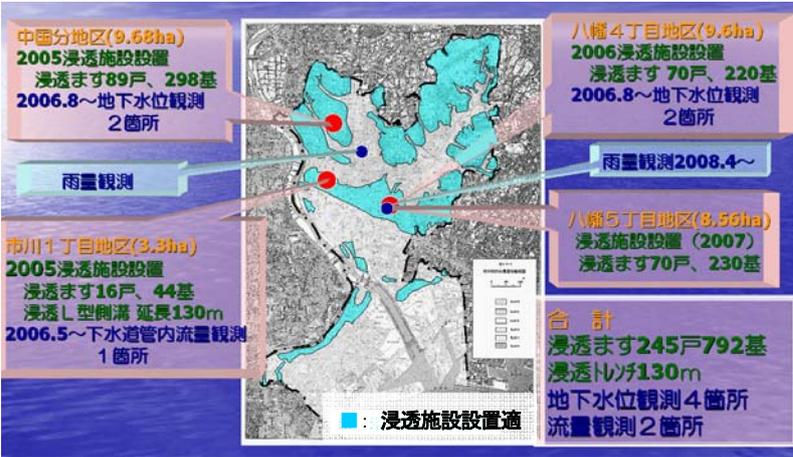


事例14

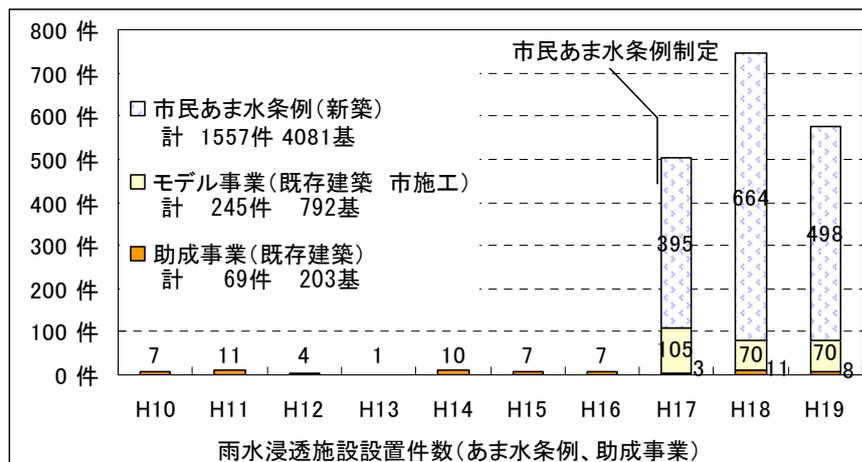
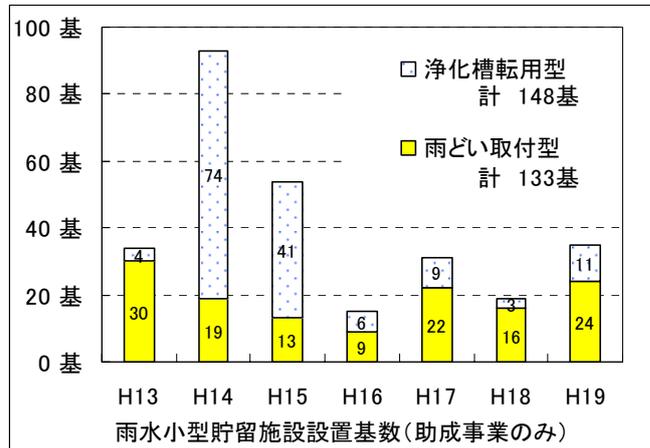
タイトル	市民参加の一斉清掃												
実施主体	木更津市												
概要	<p>住みよいまちづくりに寄与するとともに、環境美化の推進並びに意識の高揚に努めることを目的として、昭和46年より矢那川清掃、昭和47年より海岸清掃、昭和48年より河川清掃（矢那川清掃区間を除く）を実施している。</p>												
実施例	<p>毎年8月下旬に矢那川、10～11月に海岸、2月に市内各河川の散乱ゴミの清掃を行っています。</p> <p>19年度実績</p> <table border="1" data-bbox="448 981 1145 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> <th>回収量（t）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢那川清掃</td> <td>1,000</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>河川清掃</td> <td>1,500</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>海岸清掃</td> <td>500</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業風景（海岸清掃）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		参加人数	回収量（t）	矢那川清掃	1,000	0.9	河川清掃	1,500	11.1	海岸清掃	500	5.5
	参加人数	回収量（t）											
矢那川清掃	1,000	0.9											
河川清掃	1,500	11.1											
海岸清掃	500	5.5											
留意事項													

事例15

<p>タイトル</p>	<p>通称「市民あま水条例」の制定 (市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例)</p>
<p>実施主体</p>	<p>市川市</p>
<p>概要</p>	<p>平成17年7月1日施行。 昭和40年代より都市化が進展し、多くの地面がアスファルトに覆われたことから、雨水が地下へ浸透しにくくなり、地下水の減少やそれに伴う自然環境の悪化、都市型水害が起こるようになりました。それに対し行政による河川・水路・浄化施設等の整備のみでなく市民も協働で自然環境の保全、治水対策に取り組むことを趣旨としています。 宅地に降った雨水をその土地内で浸透させたり、貯留したりすることにより地下水涵養、河川への流出抑制、水資源の有効利用を図ることを目的とします。 具体的には、市で定めた浸透施設設置適地(地面の浸透能力が高い地域)内で建築物を新築・増築する際に、事業者により雨水浸透施設設置を含めた排水計画の届出を義務付けています。また、浸透施設設置適地内の既存建築物に雨水浸透施設を設置する場合や、市内全域の新築及び既存建築物に小型貯留施設を設置する場合に設置費の一部を助成しています。</p> <p style="text-align: center;">浄化槽を転用した雨水利用システム</p>  <p style="text-align: center;">雨水小型貯留施設 (左: 雨樋取付型、右: 浄化槽転用型) 雨水浸透ます</p>
<p>実施例</p>	<p><あま水浸透推進モデル事業の実施></p>  <p>中區分地区(9.68ha) 2005浸透施設設置 浸透ます89戸、298基 2006.8~地下水位観測 2箇所</p> <p>市川1丁目地区(3.3ha) 2005浸透施設設置 浸透ます16戸、44基 浸透L型側溝 延長130m 2006.5~下水道管内流量観測 1箇所</p> <p>八幡4丁目地区(9.6ha) 2006浸透施設設置 浸透ます70戸、220基 2006.8~地下水位観測 2箇所</p> <p>八幡5丁目地区(8.56ha) 浸透施設設置 (2007) 浸透ます70戸、230基</p> <p>合計 浸透ます245戸792基 浸透L型側溝130m 地下水位観測4箇所 流量観測2箇所</p> <p>■: 浸透施設設置適</p>

平成17～19年度にモデル事業を実施しました。道路冠水が頻発する地区など3地区を選定し、集中的に浸透施設を設置しました。浸透施設設置効果の定量評価を目指し、平成20年度以降も下水道管内流量、地下水位などのモニタリングを継続中です。

<貯留施設・浸透施設設置実績>



留意事項

- ・宅地開発条例対象の建築・開発行為（主に開発面積500㎡以上の開発行為）は本条例の対象外
- ・既存建築への雨水浸透施設の設置について、さらなる普及活動が必要

事例16

タイトル	下水道接続指導制度の整備
実施主体	千葉県
概要	公共下水道の接続率向上のため、強制力のある指導を実施できるよう、関係条例・規則・要綱を整備した。
実施例	<p>1 排水設備設置期限の明示 法に定める「遅滞なく」という排水設備設置期限を、条例で「1年以内」と明確に定める。</p> <p>2 排水設備設置期限の猶予 新たな制度では、公共下水道処理区域内の全ての未接続建築物の所有者（汲取り便所を除く）を対象とするが、やむを得ない事情により期限内に接続工事が実施できない者については、申請により期間を定めて期限を猶予する。（経済的困窮／適正に管理されている合併処理浄化槽を使用している等）</p> <p>3 特別な指導 1の設置期限内に工事着手せず、2の猶予を申請しない者で、特に環境負荷の大きい大規模な営業施設等の建築物等の所有者に対して、指導を受けた事実を確認し署名押印させる等特別な指導を実施する。相当の理由がなく指導に従わない場合には、違反事実の公表、法に基づく命令を実施する旨を説明して自主的な接続を促す。</p> <p>4 排水設備設置勧告 3の特別な指導に理由なく従わない場合、排水設備の設置を勧告する。</p> <p>5 違反事実の公表 勧告に従わない悪質なものは下水道法違反の事実を公表する。</p>
留意事項	本制度は、平成21年4月1日に施行し、適用は平成22年4月1日からとなる。